

# 土地区画整理法第76条第1項の規定による 建築行為等の許可申請手続きについて

## 1. 申請の目的

土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、土地区画整理事業認可の公告の日後から換地処分完了の公告の日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、奈良県知事（市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社）が、又は市が施行する土地区画整理事業にあつては、当該市長）の許可が必要です。

この申請は、土地区画整理事業の施行の障害となる建築行為等を制限し、権利者の二重投資を防ぐことを目的としています。

## 2. 許可を必要とする行為

許可を必要とする建築行為等は、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある下記①～④の行為

- ① 建築物の新築・改築・増築
- ② 工作物の新築・改築・増築
- ③ 土地形質の変更（切土、盛土行為等）
- ④ 移動の容易でない物件（5トンをこえる）の設置・堆積

## 3. 許可を必要とする時期

許可を必要とする時期は、土地区画整理事業の事業認可の公告の日後から換地処分完了の公告の日までです。申請行為が他法令の許可を必要とする場合は、他法令の申請をする前に当該許可申請をしてください。

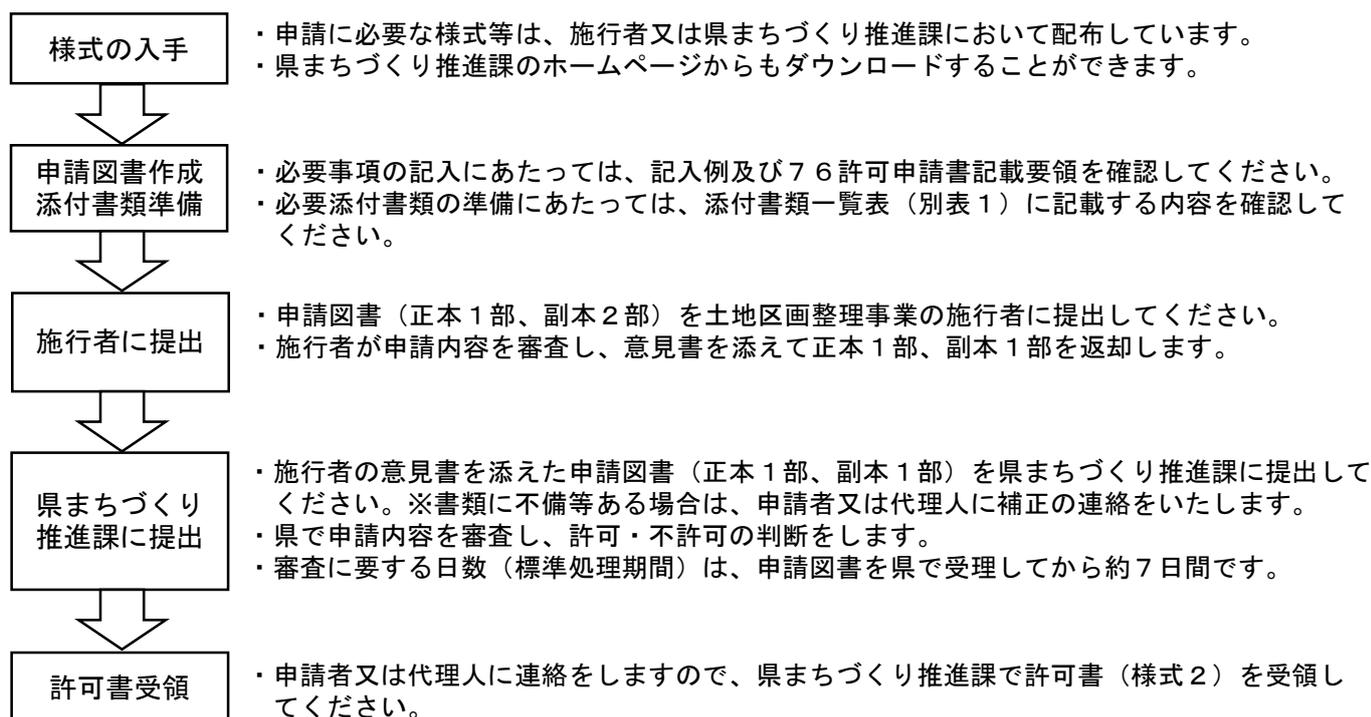
## 4. 許可の基準及び審査に要する日数（標準処理期間）

許可の基準は、別途定める審査基準のとおりです。また、審査に要する日数（標準処理期間）は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局まちづくり推進課（以下、県まちづくり推進課）が申請図書を受理してから約7日間（ただし、閉庁日及び補正に要した日数を除く）とします。

## 5. 許可申請の手続きのながれ

許可申請を行おうとする者は、許可申請書（様式1）に、添付書類一覧表（別表1）に記載する資料を添えた申請図書を正本1部、副本2部作成し、土地区画整理事業の施行者を経由し意見を聴いた後、知事に提出してください。

許可申請手続きのながれは、以下のとおりです。



## 6 . 許可申請の取り下げ

審査中の許可申請を取り下げようとする者は、取り下げ届（様式3）を2部作成し、1部は土地区画整理事業の施行者に、1部は知事に提出してください。

## 7 . 建築行為等の取り止め

許可を受けた建築行為等を取り止めしようとする者は、取り止め届（様式4）を2部作成し、1部は施行者に、1部は許可書を添えて知事に提出してください。

## 8 . 許可内容に変更が生じたとき

許可を受けている建築行為等の計画を変更しようとする者は、取り止め届を提出し、変更後の内容で新たに許可を受けてください。ただし、申請地が使用収益開始済、又は同等の状況で、変更内容が軽微であると認められる場合は、許可内容変更届（様式5）を3部作成し、知事に提出してください。軽微な変更該当するかどうかについては、事前に県まちづくり推進課に確認してください。

### 【軽微な変更であると認める事例】

#### 建築行為について

- ・建築物の配置、床面積、各階平面図、立面図等の変更で軽微なもの

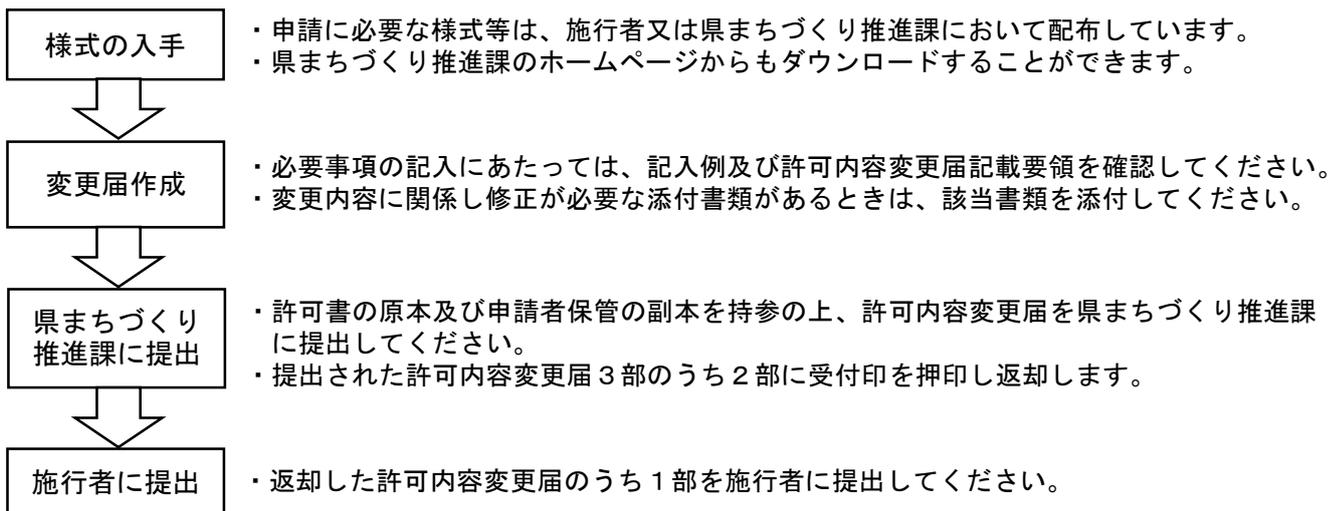
#### 工作物について

- ・工作物の配置、数量（高さ、延長）等の変更で軽微なもの

#### 土地形質の変更について

- ・施工箇所、数量等の変更で軽微なもの

許可内容変更届提出のながれは以下のとおりです。



## 9 . 許可に付する条件等

当該許可を行うにあたり、土地区画整理事業施行のため必要であると認められる場合には、土地区画整理法（以下、「法」）第76条第3項の規定に基づき、条件を付すことがあります。

## 10 . 移転若しくは除却の命令

法第76条第1項に違反した者、又は許可に付した条件に違反した者に対し、法第76条第4項の規定に基づき、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の現状回復、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることがありますので注意してください。

## 11 . 問い合わせ先

詳しくは、各土地区画整理事業の施行者又は奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局まちづくり推進課地域構想・市街地整備係（TEL：0742-27-7521）まで問い合わせください。